◎表の「種類」にある( )は、各行政による制度を

表しています。 ②このほかに、災害見舞金の制度があります。詳しく

は、問い合わせてください。 ※1 愛知県遺児手当と高浜市遺児手当は支給期限が あります

手当の支給が始まってから 1年目から3年目……児童1人につき月額

県 4,350円 市 2,400円

4年目から5年目……児童1人につき月額 県 2,175円 市 1,200円

6年目から……手当の支給はなくなります。

問合せ先 がいグループ いきいき広場内介護保険 **☎**52-9871

障

で、詳しくは問い合わせてくだ象とならない場合がありますの所得の状況によって支給の対 は一覧表のとおりです。 手当制度(平成27年4月現在) 国・県・市の主な福祉関係の





区分	種類	象校	手当の月額	支給月	備考
ひとり親家庭対象	TEAR	父または母がいないか、父または 母が障がい(身障手帳1級および2 級の一部)状態にある家庭で、18 歳到達年度末での児童または20歳 未満で障がいの状態にある児童を 養育している方(公的年金受給者 は差額を支給)	児童1人のとき42,000円 児童2人のとき47,000円 3人目以降は、1人増すごとに3,000 円加算	4,8,12月	所得により手当額 が異なります。 ※平成27年4月額 改正
	児童 扶養手当 (国)				
	遺児手当 (県)	父または母の死亡、父母の離婚、 父または母が重度の障がい(身障 手帳1級および2級の一部)などに ある家庭で、18歳到達年度末まで-	遺児1人につき4,350円※1	4,8,12月	所得制限あり
	遺児手当 (市)	の児童を養育している方(公的年金を受給できる方は対象外(県のみ))	遺児1人につき2,400円※1	3,9月末日	所得制限あり
<b>障がい者(児)対象</b>	特別児童 扶養手当 (国)	20歳未満の中度、重度(身障手帳 1~3級および4級の一部または療育手帳A,B判定)の障がい児を養育している方	1級 (重度) 51,100円 2級 (中度) 34,030円	4,8,11月	所得制限あり ※平成27年4月額 改正
	障害児 福祉手当 (国+県)	20歳未満で精神または身体の重度 の障がいにより、日常生活に常時介 護を要する方(障がいを事由とした 年金受給者および施設入所者を除 く。)	A種(国)14,480円+(県)6,900円 B種(国)14,480円+(県)1,150円 C種(国)14,480円	2,5,8,11月	所得制限あり ※平成27年4月額 改正 ※ A種は身障手帳 1・2級かつ療育 手帳(1035以下)所持着 ※ B種は級または35以下的時者 1・2帳(所持者
	特別障害者 手当 (国+県)	20歳以上で精神または身体の重度の障がいにより、日常生活に常時特別の介護を要する方(施設入所者および長期入院者を除く。)	A種(国)26,620円+(県)6,850円 B種(国)26,620円+(県)1,050円 C種(国)26,620円		
	経過的福祉 手当 (国+県)	20歳以上で従来の福祉手当の受給者であって特別障害者手当に該当せず、かつ、障害基礎年金および特別障害給付金も支給されない方(施設入所者を除く。)	A種(国)14,480円+(県)6,900円 B種(国)14,480円+(県)1,150円 C種(国)14,480円		
	在宅重度 障害者手当 (県)	①身障手帳1・2級かつ療育手帳 (IQ35以下) 所持者 ②身障手帳1・2級または療育手帳 (IQ35以下) 所持者 ③身障手帳3級かつ療育手帳 (IQ50以下) 所持者 施設入所者および長期入院者を 除く。 ※②・③の場合、手帳が初回交付 された日の年齢が65歳以上の方 は対象外	左記①15,500円 左記②・③6,750円	4,8,12月	所得制限あり
	障害者 扶助料 (市)	市内在住で、身障手帳・療育手帳・ 精神障害者保健福祉手帳の所持者	●身障1級・療育A判定(IQ35以下) ・精神1級 4,000円 ●身障2級 3,500円 ●身障3級・療育B判定(IQ36~50) ・精神2級 3,000円 ●身障4~6級・療育C判定(IQ51~75) ・精神3級 2,000円 ・視覚障害3級以上(18歳以上) +1,300円 ・18歳未満(精神除く。) +2,000円	3,9月末日	所得制限あり ※介護保険施設や 社会福祉施設に 入所(通所は除 く。)した場合は 支給が停止